

## 平成 30 年分社会保険料控除証明書の送付について

国民年金基金の掛金は、全額社会保険料控除の対象となります。

掛金の納付額証明として「社会保険料控除証明書」をお客様に送付しております。

確定申告まで大切に保管してください。

### ●送付時期

- ・ 1回目 平成 30 年 10 月 25 日（木）
- ・ 2回目 平成 30 年 11 月 19 日（月）

発送に余裕をもたせておりますので、お手元に届くのは発送日より 3 日間程度かかります。

### ●送付対象者

#### ・ 1 回目

- ①平成 30 年 1 月から 10 月 1 日までに 1 ヶ月以上掛金納付があった加入員または加入員であった方。
- ②一括納付を希望している加入員で 11 月 1 日に引落しが行われる方。

#### ・ 2 回目

1 回目の送付対象者以外の方で、

- ①平成 30 年 10 月 31 日または、11 月 1 日に引落しがあった方。
- ②平成 30 年 10 月 2 日から 11 月 1 日の間に「払込取扱票」で掛金納付があった方。
- ③初回引落しが平成 30 年 11 月 30 日または、12 月 3 日となる方。
- ④一括納付を希望している加入員の方で 12 月 3 日に引落としとなる方。

### ●ご注意

- ①「社会保険料控除証明書」は見込額での印字のため、平成 30 年 12 月 7 日以降に資格喪失・掛金停止等の手続きをされて、掛金納付額に変更がある場合には再発行いたしますので、当基金までご連絡ください。  
確定申告には再発行したものをご使用ください。
- ②平成 30 年 11 月 2 日から 12 月 28 日までの間に「払込取扱票」で掛金納付された場合は、平成 30 年 12 月及び平成 31 年 1 月に「社会保険料控除証明書」を再発行し送付いたします。  
確定申告には再発行したものをご使用ください。
- ③平成 30 年 10 月 23 日以降、新規に加入申出書を受け付けた方は掛金の引落とし開始が平成 31 年 1 月 4 日以降となるため、平成 30 年分は送付されません。